

3階直結給水基準

(目的)

第1条 この基準は、直結給水の範囲を拡大し、給水サービスの向上を図ることを目的として、3階直結給水の取扱いを定めるものである。

(定義)

第2条 「3階直結給水」とは、3階建ての住宅やマンション等で受水槽を設置することなく、配水管の水圧だけで直接各階の蛇口まで給水を可能とするものである。

(適用要件)

第3条 対象区域は、給水区域内のうち、次の条件を満たす区域とする。

(1) 給水引込管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないと判断されること。

(2) 配水管の口径が、50ミリメートル以上であること。

(3) 配水管から給水引込管を分岐する箇所において、最小動水圧が0.20メガパスカル以上確保できること。

2 給水装置工事施行基準（以下「施行基準」という。）で、受水槽式給水とすることが必要とされている次に掲げる建築物は、対象外とする。

(1) 病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの。

(2) 一時的に多量の水を必要とするもの又は使用水量の変動が大きいものなど配水管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの。

(3) 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの。

(4) 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのあるもの。

(5) その他、3階直結給水による給水が困難なもの。

(既設の受水槽式給水からの改造)

第4条 受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事項が給水装置としての基準を満たすものであること。

(1) 水圧試験（0.75メガパスカル）を行い漏水のないもので、3階直結給水に対応できるものであること。

(2) 水質検査を行い水道法（昭和32年法律第177号）に基づく水質基準に適合していること。

(3) 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。

(4) 給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。

(事前協議等)

第5条 別に定める「3階直結給水の事前協議を不要とする区域」の区域外で3階直結給水を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者(以下「指定給水工事事業者」という。)を通じて事前協議を行わなければならない。事前協議は、3階直結給水事前協議書(様式第1号)または電子情報処理組織(市の機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うものとし、電子情報処理組織を使用して行われた事前協議については、この基準で規定する様式により行われたものとみなして、この基準の規定を適用する。

2 管理者は前項の事前協議を受理した際には、申請地付近の配水管等の水圧を連続72時間以上測定し、その結果、配水管の分岐箇所において最小動水圧が0.20メガパスカル以上あり、かつ、申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地周辺を含め給水に支障がないか検討し、その結果を3階直結給水事前協議(回答)書(様式第2号)により申込者に回答する。

(給水装置工事の申込み)

第6条 申込者は、第5条の規定による協議の結果、3階直結給水方式による給水が可能とされた建物に係る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事事業者を通じて、委任状(鹿児島市給水条例施行規程(昭和53年水道局規程第14号。以下「施行規程」という。))に定める様式第1号の4)の該当する誓約事項を承諾し、給水装置工事申請・設計書兼受水槽以下設備工事届出書(施行規程に定める様式第1号)に次の書類を添付して管理者へ提出すること。

(1) 給水装置立体図

(2) 損失水頭計算書

(設計)

第7条 3階直結給水を受けるにあたり、次に掲げる条件を満たすものとする。

(1) 配水管からの分岐

配水管から分岐できる給水引込管の口径は、原則25ミリメートル以上とし、最大口径は下表のとおりとする。ただし、配水管の管網が整備されていない箇所において、配水管口径が50ミリメートルで給水引込管口径40ミリメートル及び50ミリメートルとなる場合は関係課と協議すること。

配水管口径	分岐可能な給水引込管の最大口径
50～75ミリメートル	50ミリメートル
100ミリメートル以上	75ミリメートル

同一敷地への引込管は原則として1か所とする。ただし、建物が独立しているものにつ

いては、各建物に引き込むことができるものとする。

(2) 水理計算

設計水圧は、0.20メガパスカルとする。

(3) メーターの設置

ア メーターの設置位置は、施行基準によるものとする。

イ 規程第27条第1項の規定を受けようとするときのメーターの設置については、以下のとおりとする。

(ア) 基本メーター（共同住宅における各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成23年3月24日制定。以下「共同住宅の各戸検針要綱」という。）第2条第5号及び共同住宅以外の建物における遠隔装置による各戸検針及び各戸徴収に関する取扱要綱（平成23年3月24日制定。以下「共同住宅以外の各戸検針要綱」という。）第2条第4号に規定する設備をいう。）は、配水管の分岐箇所にも最も近接した敷地部分（屋外）で、検針及び取替作業が容易であり、かつ、損傷、凍結等のおそれがない場所に設置する。

(イ) 各戸メーター等（共同住宅の各戸検針要綱第2条第4号及び共同住宅以外の各戸検針要綱第2条第3号に規定する設備をいう。）は、「各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の各戸メーター等設置基準（平成23年3月23日制定、以下「各戸メーター等設置基準」という。）」に基づき設置する。

ウ 所有者の負担となるメーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。

(4) 3階への給水主管口径は、損失水頭を考慮し原則として下表によるものとする。

建物種類	3階への給水主管口径
専用住宅・店舗等付住宅	25ミリメートル
共同住宅・店舗等付共同住宅	40ミリメートル
事務所・その他	その都度協議

(5) 太陽熱利用温水器を給水装置に直結して使用する場合の最高水栓等は、3階の屋上までとする。ただし、その給水管の分岐箇所に逆流防止装置を設置するものとする。

(6) 屋上散水栓

3階建ての建物においては、その屋上に散水栓（屋上で水撒きに使用するものに限る。以下同じ。）を設置できるものとする。ただし、散水栓に単独で直結する給水管の分岐箇所以降で、維持管理ができる所に逆流防止装置を設置するものとする。

(その他)

第8条 この基準に定めのない事項は、施行基準によるものとする。

付 則（平成4年3月31日制定）

この基準は、平成4年4月1日から施行するものとする。

付 則（平成7年3月23日一部改正）

この基準は、平成7年4月1日から施行するものとする。

付 則（平成13年3月30日一部改正）

この基準は、平成13年4月1日から施行するものとする。

付 則（平成15年3月27日一部改正）

この基準は、平成15年4月1日から施行するものとする。

付 則（平成16年3月25日一部改正）

この基準は、平成16年4月1日から施行するものとする。

付 則（平成21年3月31日一部改正）

この基準は、平成21年4月1日から施行するものとする。

付 則（平成23年3月28日一部改正）

（施行期日）

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行前に、改正前の3階直結給水基準によりなされた申請等は、この基準による改正後の3階直結給水基準の規定によってなされた申請等とみなす。

付 則（平成24年10月15日一部改正）

この基準は、平成24年11月1日から施行するものとする。

付 則（令和3年3月26日一部改正）

（施行期日）

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類

とみなす。

付 則（令和４年５月２３日一部改正）

この基準は、令和４年６月１日から施行するものとする。

付 則（令和７年３月６日一部改正）

（施行期日）

1 この基準は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。

付 則（令和８年３月２５日全部改正）

（施行期日）

1 この基準は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行前にこの基準による改正前のそれぞれの基準に規定する様式により作成された書類は、この基準による改正後のそれぞれの基準に規定する方法により提出された書類とみなす。

鹿児島市水道事業及び
公共下水道事業管理者 殿

申請者 住 所

氏 名

電話番号

3 階 直 結 給 水 事 前 協 議 書

3階直結給水を行いたいので、3階直結給水基準第5条第1項の規定に基づき、事前協議書を提出します。

給水装置場所 鹿児島市 町 番地
丁目 番 号

施 工 者 業者名
住 所
担当者
電話番号

工事予定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

添 付 書 類 位置図、配管図、平面図、給水装置立体図
損失水頭計算書、その他

.....
.....様

鹿児島市水道事業及び公共下水道事業管理者
水 道 局 長

3階直結給水事前協議（回答）書

年 月 日付の事前協議について、下記のとおり回答いたします。

記

- 3階直結給水は可能です。
 - 1. 給水装置工事の申請にあたっては、「委任状（鹿児島市給水条例施行規程に定める様式第1号の4）」に記載の該当する誓約事項を承諾した上で、協議内容に基づき申請手続きを行ってください。
 - 2. 建築規模や計画使用水量等が変更になる場合は、再度協議が必要となります。

- 3階直結給水は、次の理由により不可能です。
他の給水方式を採用してください。

理由：
.....
.....
.....